

Q.

タイに進出している取引先の要請で進出を検討しています。進出形態や規制等について教えてください。(機械設備メンテナンス業)

A.

タイにおける進出形態は、現地法人、支店、駐在員事務所、地域事務所（統括拠点）があります。機械設備メンテナンス業は外資規制業種に該当するため、過半数を出資する現地パートナー企業を探す必要があります。

解説

1. 進出形態について

タイにおける進出形態は、以下のとおり現地法人、支店、駐在員事務所および地域事務所（統括拠点）があります。

進出形態	内容

こちらは信用金庫とのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)